

今月のHOTニュース

後部座席にもシートベルトを！

2008年6月に道路交通法が一部改正され、運転席や助手席と同じように後部座席のシートベルト着用が義務化されました。現状では後部座席でシートベルトをしている人の割合は、一般道でわずか8.8%、高速道でも13.5%にすぎません。あなたは後部座席に座るとき、シートベルトを着用していますか。

◆シートベルト着用調査結果

警察庁・JAF合同調査(2007年10月)

	運転者	助手席同乗者	後部座席同乗者
一般道	95.0%	86.3%	8.8%
高速道	98.5%	93.5%	13.5%



後部座席も油断は禁物！

後部座席は目の前に前席の背もたれがあるため、安全と思われがちですが、それは大きな間違いです。



車内での激突による重大事故に！

事故による衝撃や急制動により、前席シートや天井などに叩きつけられ、大けがをしたり死亡する事故が多発しています。

後部座席でシートベルト非着用者の致死率は着用者の約4倍！



こんな事故も多発！

また、衝撃の反動で前席シートを押しつぶし、前席に乗っていた人がSRSエアバッグとシートの上に挟まれて死亡する事故や、頭部がぶつかって重大なダメージを負う事故も多くみられます。

前席の人にぶつかり、重傷を負わせる確率は着用者の約51倍！ (独)自動車事故対策機構調べ



車外に放り出されれば重大事故に！

さらに、シートベルトを着用していない人が車外に放り出されれば生命の危険が及ぶだけでなく、他の車を巻き込んだ多重事故につながります。

◆後部座席の正しいシートベルト着用法◆

後部座席のシートベルトは、運転席や助手席と同じように肩と腰をホールドする3点式のシートベルトと、腰をホールドする2点式シートベルトの2種類があります。

- ・座席の正しい位置にしっかりと深く腰掛けてください。
- ・2点式・3点式どちらの場合も、腰ベルトはズボンのベルト位置より下で左右の腰骨を押さえるように着用してください。
- ・ベルトに余分なたるみがないように注意しましょう。
- ・3点式のシートベルトの場合、肩ベルトは鎖骨の中央部(首と肩の間あたり)を通るように着用してください。
- ・肩ベルトの位置が悪いと、首やアゴにかかったり肩からずり落ちてしまい危険です。
- ・アンカー(固定部)を調節できる場合は、鎖骨の中央付近をホールドするように高さを合わせてください。
- ・シートベルトがたるんでいると、首に絡まったり思わぬケガを招く危険があります。
- ・ねじれやたるみがないか、よく確認してください。

すべての人がシートベルトをしっかり着用しているかを確認するのはドライバーの責任です。後部座席に座る人も必ずシートベルトを着用し、安全で楽しいカーライフを心掛けてください。

出典：社団法人 日本自動車工業会 HP <http://www.jama.or.jp/> 「安全運転講座」<http://www.anzen-unten.com>

～自動車保険のご加入はお済みですか？詳細は裏面代理店までお問い合わせください～

交通安全のポイント

運転免許の要らない自転車は手軽で便利な乗り物であり、子どもから高齢者までの幅広い年齢層で利用されています。そこで今回は、自転車の安全走行や事故防止のポイントについて考えてみましょう。

■交通ルールの遵守は安全走行の基本

交通ルールを守ることは安全走行の基本であり、自転車も例外ではありません。自動車、自転車、歩行者等が同じ道路を利用する混合交通のなかでは、それぞれがルールを守ることによって安全が確保されるのです。まず、このことをしっかりと確認しておきましょう。自転車の交通ルールは基本的には自動車と同じです。例えば酒を飲んで自転車に乗ることは禁止されていますし、信号はもちろんのこと、標識や標示も守らなければなりません。また、夜間や昼間でも視界が悪い時にはライトを点灯しなければならないことも自動車と同じです。これらに違反した場合には、罰則が科せられることになります。

自転車の違反行為に対する罰則の例

- ★酒酔い運転・・・5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ★信号無視・・・3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- ★一時不停止・・・3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- ★無灯火・・・5万円以下の罰金

■歩道通行が認められる場合

自転車特有のルールとして、歩道の通行もそのひとつです。平成20年6月1日の改正道路交通法の施行により、自転車は、歩道と車道の区別のある道路では、車道を通るのが原則ですが、次の場合には歩道を通行することができることになりました。

・「普通自転車歩道通行可」の標識があるとき

- ・13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が運転しているとき
- ・車道または交通の状況により、歩道の通行がやむを得ないと認められるとき

ただし、歩道は歩行者優先ですから、歩道を通行するときは徐行して進行し、歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、一時停止をしなければならないことも忘れてはいけません。

■走行上の注意事項

道路交通法の改正にともない、交通の方法に関する教則も一部改正されて、自転車の走行上の注意事項がいくつか盛り込まれました。そのなかから、一部を紹介しましょう。

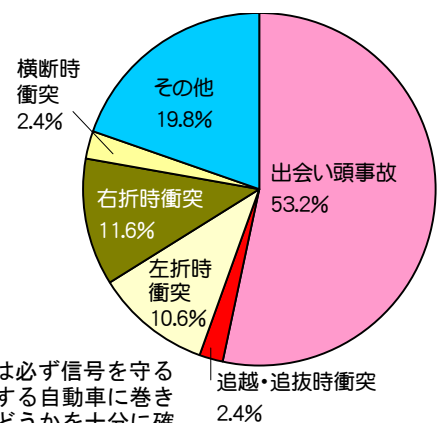
- ・歩道から車道へ及び車道から歩道への乗り入れは、車道や歩道の状況の安全を確かめてから行いましょう。また、歩道から車道へ乗り入れる場合は、右側通行にならないようにしなければなりません。
- ・歩道でほかの自転車と行き違うときは、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する自転車を右に見ながらよけるようにしましょう。
- ・自転車運転中の携帯電話の利用、傘をさした運転、ヘッドホンステレオの使用のような運転は、運転が不安定になったり、周囲の交通の状況への注意が不十分になるのでやめましょう。

自転車に関するルールを正しく理解し、ルールを守った走行をすることが事故防止の第一歩といえます。

■自転車事故の半数は出会い頭事故

右図は、平成19年の自転車乗用車（第1、第2当事者）の事故類型別交通事故発生件数ですが（警察庁交通事故統計資料による）、出会い頭事故が53.2%と半数を占めています。これは第1当事者、第2当事者を含めたものですから、いわゆる加害事故、被害事故を含めた自転車の全事故ということになり、自転車事故の2件に1件は出会い頭事故であることを示しています。自転車事故の防止には、一時停止の標識や標示のあるところでは、自動車だけでなく、自転車も「しっかり止まって、はっきり確認」を確実に実践する必要があります。また、一時停止の標識や標示のない場合でも、安全を確認し速度を落として走行することが大切です。狭い道路から広い道路に出る場合は、一時停止して安全を確認するようにしましょう。

自転車乗用車の事故類型別
交通事故発生件数の割合（平成19年）



★自動車を運転するドライバーの皆さんは、自転車の多い道路を走行するときはあらかじめ速度を落とすとともに、脇道や路地からの自転車の飛び出しに十分注意しましょう。

■右左折時は慎重に

自転車事故では、右左折時の事故が2割強を占めています。信号機のある交差点では必ず信号を守るとともに、右折時は他の車や歩行者の動きによく注意しましょう。左折時は、左折する自動車に巻き込まれるおそれがありますから、側方や後方に左折しようとする自動車がないかどうかを十分に確認しましょう。なお、住宅街などの交差点では、信号を守らずに交差点を左折する自転車を見かけることがあります。非常に危険な行為ですから、絶対にしてはいけません。

★自動車のドライバーの皆さんは、交差点に接近したときには自転車の有無をよく確認するとともに、「信号を無視するかもしれない」と考えて、自転車の動向に十分注意しましょう。また、左折時には巻き込み事故防止のために、左側に自転車がないかどうかを確認しましょう。